



エコアクション21
登録番号 0001803

Fukuoka Johkasou Association

KAIHOU

美しい水環境の創造へ

かいほう

2017
AUTUMN

145

秋号



一般財団法人 福岡県浄化槽協会

Fukuoka Johkasou Association

従業員の方々にも広く、ご回覧下さい。

INDEX

【粕屋町江辻コスモス畑】

〈粕屋町役場提供〉



【江辻(えつじ)遺跡出土品遺物】〈粕屋町立歴史資料館提供〉



江辻(えつじ)遺跡群から出土した深鉢



江辻(えつじ)遺跡群から出土した須恵器



事業報告

普及啓発

浄化槽適正管理推進キャンペーンの実施	1
浄化槽適正管理推進キャンペーン アンケート結果	2
出前講座の実施	3
出前講座のお礼	5
第6回浄化槽ポスターコンクール選考結果	6

検査事業

指定採水員指定講習会(新規)の開催	8
九州地区浄化槽検査実務責任者会議に参加	8
平成28年度7条検査実施時の「無管理」浄化槽について	9
応急仮設住宅等に設置された浄化槽の視察	10

講習会等

協会行事録(平成29年7月~9月)	11
四国地区浄化槽検査員研修会に参加	12

CSR(企業の社会的責任)

エコアクション21について	12
インターンシップの受入	13
平成29年7月の九州北部豪雨への支援について	13

情報

試験・講習・お知らせ

平成29年度浄化槽関係試験・講習日程表	14
第31回全国浄化槽技術研究集会のご案内	15
採水員手帳2018年版の配布	15
指定採水員指定講習会(更新)兼浄化槽技術研修会の開催のお知らせ	16
年末年始の検体受付について	16

官庁情報

平成30年度浄化槽関係予算の概算要求	17
平成28年度末の汚水処理人口普及状況について	19

その他

浄化槽Q&A	22
法定検査の指摘事例	22
水質検査課だより(No.2)	23
ふるさと百景	24
編集後記	24

表紙の写真について

粕屋町江辻地区にあるコスモス畑は、種まきから栽培まで1年の歳月をかけて、約4.5㍓に1千万本のコスモスが晩秋を盛りに咲きほころびます。

また、同地区の江辻遺跡群からは 縄文時代前期(約6,000年前)から平安時代(10世紀代)までの遺物等が出土しており、縄文時代の深鉢や八世紀ごろの「加麻又郡」「かまたぐん」あるいは「かまたたぐん」と記した須恵器も発見されています。

浄化槽適正管理推進キャンペーンの実施

当協会では、浄化槽適正管理推進事業の一環として、新たに、広く県民に対し浄化槽の維持管理の重要性や法定検査の必要性を周知する街頭啓発を実施しました。

南筑後保健福祉環境事務所管内4ヶ所のショッピングセンター等で、夏休み期間中の8月に、啓発用うちわを配布し「きれいな水環境の保全」と「浄化槽の適正管理」の重要性を呼びかけました。

当日は、福岡県マスコットキャラクターである『エコトン』の登場に子供達も大喜び!!

また、アンケートに回答いただいた方には、オリジナルトイレットペーパーを配布し、大変喜ばれました。



8/8(火) 八女会場(ゆめタウン八女)



8/22(火) 柳川会場(ゆめマート柳川)



8/24(木) みやま会場(道の駅みやま)



8/29(火) 大川会場(ゆめタウン大川)



浄化槽適正管理推進キャンペーン アンケート結果

キャンペーン会場4ヶ所で行いましたアンケートの結果も、併せてご報告いたします。

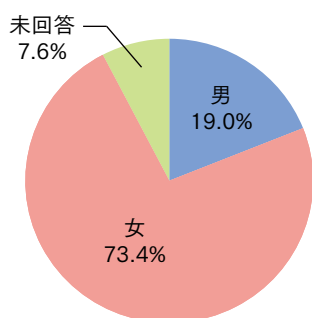
アンケート回答者の約7割は50歳以上の女性で、約5割の方が合併処理浄化槽を利用していました。

合併処理浄化槽への転換に関する回答では、転換を望むが43.0%、現状のままで良いが43.6%でした。なお、転換を望んでいても転換できないとの回答が26.7%と転換への課題が伺えました。

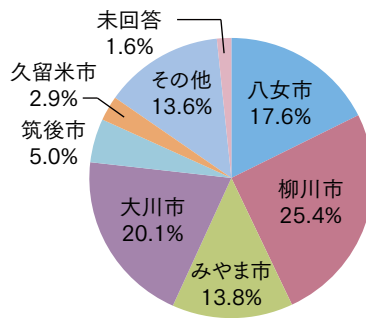
浄化槽の維持管理に関する回答は、保守点検・清掃・法定検査のすべてを実施しているのが81.2%、保守点検のみが2.0%、法定検査を実施していないが4.6%でした。清掃と法定検査の徹底が必要であると思われます。

浄化槽適正管理推進キャンペーン アンケート結果

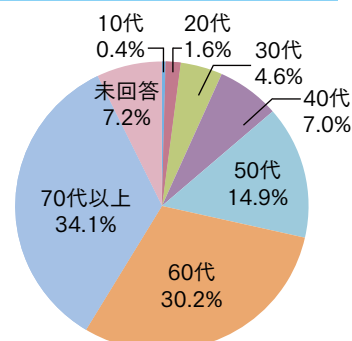
性別



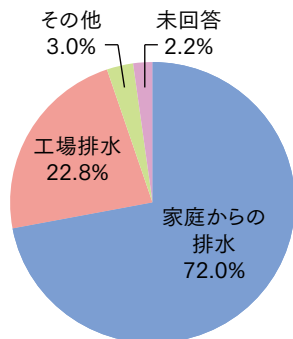
住まい



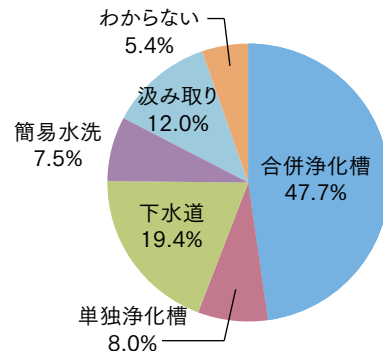
年齢



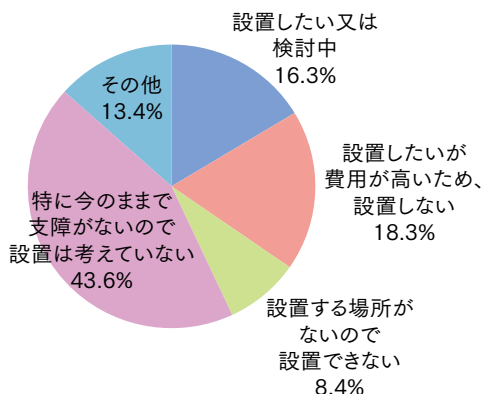
Q1. 川が汚れる一番の原因は何だと思いますか？



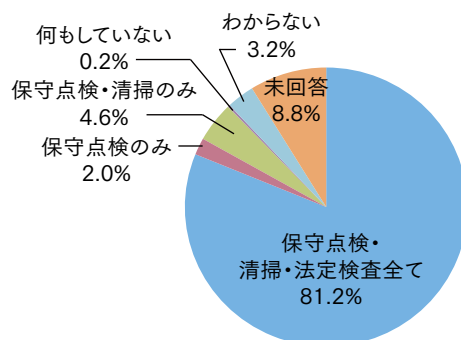
Q2. あなたの家は、合併浄化槽、単独浄化槽、下水道、簡易水洗、汲み取り便所のうちどれですか？



Q3. 単独浄化槽、簡易水洗、汲み取りトイレの方におたずねします。
合併浄化槽にしたいと考えることはありますか？



Q4. 合併浄化槽、単独浄化槽をお使いの方におたずねします。
浄化槽を使うにあたっては、保守点検・清掃・法定検査の3つが必要ですが、行っていますか？
行っているものをすべて選んでください。



出前講座の実施

小学校学習指導要領の社会科4年生では、飲料水や電気、ガス、廃棄物の処理について、それらの事業を見学または調査することで、地域の人々の健康な生活や良好な生活環境の維持と向上に役立っていることを考えさせること、とされています。

この趣旨を踏まえ、当協会では、小学校4年生を対象に、出前講座（環境学習）を実施しており、今年度は、以下の日程で実施しました。

出前講座では、水循環の話や体験型の実験などを行い、自分が使った水がどのようにしてキレイになっていくのかを学習しています。

また、筑紫保健福祉環境事務所が主催する水辺教室（水生生物調査）においても、「川の汚れについて」と題し、環境学習を実施しています。

実施済み

日 程	対象小学校	日 程	対象小学校
5月10日（水）	太宰府市立水城小学校（水辺教室）	7月10日（月）	久留米市立合川小学校
5月15日（月）	篠栗町立勢門小学校	7月12日（水）	筑紫野市立阿志岐小学校
5月18日（木）	那珂川市立南畑小学校（水辺教室）	7月14日（金）	大野城市立平野小学校（水辺教室）
5月29日（月）	那珂川市立岩戸北小学校（水辺教室）	7月19日（水）	豊前市立千束小学校
6月 8日（木）	那珂川市立安德南小学校（水辺教室）	7月28日（金）	高間区公民館 （八女郡広川町・一般住民向け）
6月15日（木）	直方市立新入小学校	8月30日（水）	嘉麻市立碓井小学校
6月16日（金）	太宰府市立水城小学校（水質調査）	9月11日（月）	飯塚市立椋本小学校
6月20日（火）	行橋市立延永小学校	9月13日（水）	飯塚市立庄内小学校
6月22日（木）	田川市立鎮西小学校	9月15日（金）	福智町立金田小学校
6月27日（火）	久留米市立柴刈小学校	9月26日（火）	川崎町立川崎東小学校
6月28日（水）	糸島市立雷山小学校	9月27日（水）	香春町立採銅所小学校
6月30日（金）	久留米市立水縄小学校	9月28日（木）	行橋市立仲津小学校
7月 3日（月）	大野城市立大野北小学校（水辺教室）		
7月 5日（水）	遠賀町立広渡小学校		

実施予定

日 程	対象小学校
10月 3日（火）	直方市立中泉小学校
10月 5日（木）	豊前市立山田小学校
10月 6日（金）	苅田町立片島小学校
10月10日（火）	東峰村立東峰学園
10月12日（木）	大川市立川口小学校
10月16日（月）	飯塚市立立岩小学校
10月17日（火）	築上町立八津田小学校
10月19日（木）	柳川市立蒲池小学校
10月25日（水）	上毛町立南吉富小学校
11月 1日（水）	鞍手町立室木小学校
11月14日（火）	柳川市立大和小学校



6月22日（木）田川市立鎮西小学校



6月27日（火）久留米市立柴刈小学校



6月28日(水)糸島市立雷山小学校



6月30日(金)久留米市立水縄小学校



7月3日(月)大野城市立大野北小学校



7月5日(水)遠賀町立広渡小学校



7月10日(月)久留米市立合川小学校



7月12日(水)筑紫野市立阿志岐小学校



7月14日(金)大野城市立平野小学校



7月19日(水)豊前市立千束小学校



7月28日(金)広川町高間区公民館



8月30日(水)嘉麻市立碓井小学校



9月11日(月)飯塚市立椋本小学校



9月13日(水)飯塚市立庄内小学校



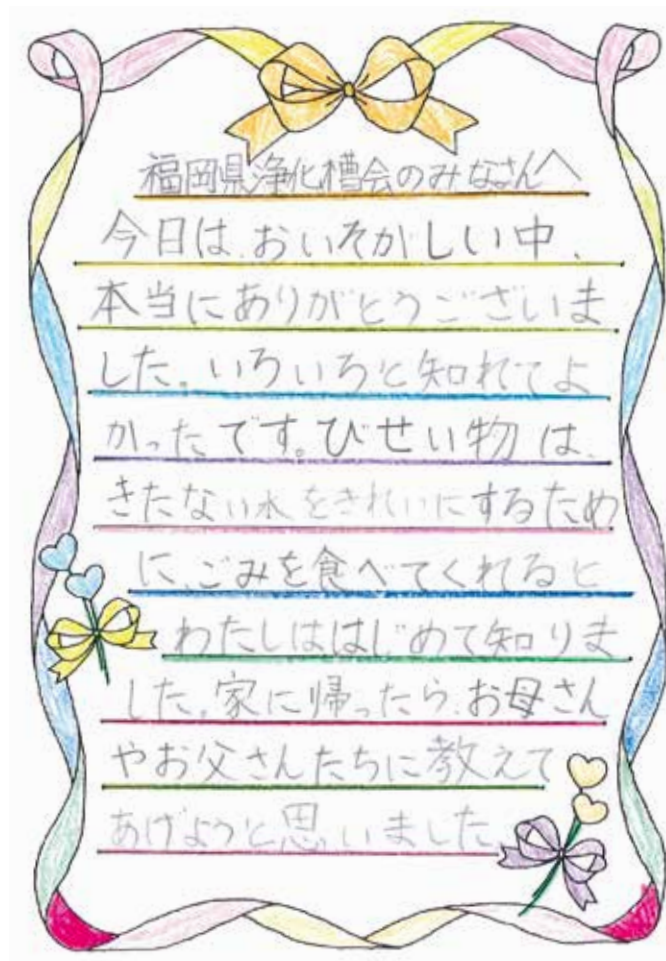
9月15日(金)福智町立金田小学校

事業報告/普及啓発

出前講座のお礼

出前講座を実施した小学校の皆さんから、お礼のお手紙をいただきましたので、その一部を紹介します。

- 久留米市立合川小学校
- 筑紫野市立阿志岐小学校



第6回浄化槽ポスターコンクール選考結果

次世代の子供たちに美しい水環境を残すため、「家庭から出る汚れた水をキレイにする水辺の環境」をテーマに、第6回「じょうかそう(浄化槽)ポスターコンクール」を開催しました。

今回も、福岡県内の小学生の皆さんからたくさんのご応募をいただきました。

入賞・入選作品につきましては、以下の日程で展示いたしますので、ぜひご覧ください。

・福岡県庁ロビー

所在地：福岡市博多区東公園7-7

展示期間

10月 2日(月) ～ 10月 6日(金)

・コスメイト行橋

所在地：行橋市中央1-9-3

展示期間

10月11日(水) ～ 10月18日(水)

・アクロス福岡

所在地：福岡市中央区天神1-1-1

展示期間

10月30日(月) ～ 11月 5日(日)



江藤 凌央さん(宇美町立宇美小学校4年)



白石 咲愛さん(直方市立新入小学校4年)



島田 瑚子さん(古賀市立花見小学校6年)



大塚 陽斗さん(筑紫野市立阿志岐小学校4年)



島田 亜子さん
(古賀市立花見小学校2年)



辰己屋 杏朱さん
(行橋市立延永小学校4年)



豊福 啓太さん
(豊前市立千束小学校4年)



中嶋 そらさん
(豊前市立千束小学校4年)



古本 佐和さん
(筑紫野市立阿志岐小学校4年)



井上 桜花さん(飯塚市立穂波東小学校1年)
奥村 瑛吉さん(福岡市立弥永小学校1年)
遠藤 太一さん(篠栗町立勢門小学校4年)
黒田 瑞稀さん(行橋市立延永小学校4年)
戸畑 美凜さん(直方市立新入小学校4年)
半田 優志さん(行橋市立延永小学校4年)
水上 ゆめさん(直方市立新入小学校4年)
森下 茉珀さん(筑紫野市立阿志岐小学校4年)

江藤 大納さん(宇美町立宇美小学校1年)
井上 舞桜さん(飯塚市立穂波東小学校3年)
奥村 桜子さん(福岡市立弥永小学校4年)
茂田 愛桜さん(直方市立新入小学校4年)
仲野 志優さん(豊前市立千束小学校4年)
松尾 拓海さん(行橋市立延永小学校4年)
目野 心愛さん(田川市立鎮西小学校4年)
吉田 悠希さん(田川市立鎮西小学校4年)

指定採水員指定講習会(新規)の開催

9月1日(金)にクリエイイト篠栗(篠栗町)において、指定採水員指定講習会を開催しました。

講習会では、福岡県環境部廃棄物対策課による「浄化槽法について」や当協会による「浄化槽放流水の採水方法」など、あわせて4科目について講習を行いました。

講習会終了後には、受講者に指定採水員指定書と指定採水員証明書が交付され、新たに30名の方が指定採水員として指定されました。これで、現在の指定採水員の登録者数は805名となりました。

指定採水員の方々には、指定採水員としての自覚と責任を持って採水されるようお願い致します。

なお、次回の指定採水員指定講習会(新規)は、平成30年2月に予定しています。



講習会のようす

(講師:福岡県環境部廃棄物対策課技術主査 今村 文香氏)

九州地区浄化槽検査実務責任者会議に参加

7月28日(金)、熊本市国際交流会館(熊本市)において、標記会議が開催されました。

この会議は、「法定検査の実務に関する諸問題や課題について、各指定検査機関と情報交換や調査・研究等を行うことにより、九州各検査機関の結束を図り、各県課題の早期解決を目指す。また、次世代実務責任者の視野の拡大を図り、検査業務職員への育成へとつなぐ。」ことを目的に、平成27年度から年1回開催されています。

当会議には、九州各県8つの指定検査機関から合計18名が参加し、当協会からは2名が参加しました。各指定検査機関の実務者同士が活発な意見を交わし、大変有意義な会議となりました。



会議のようす

平成28年度 7条検査実施時の「無管理」浄化槽について

平成28年における市町村別の7条検査実施時に保守点検が実施されていなかった「無管理」浄化槽の基数は次のとおりです。

保健福祉環境 事務所等	市町村	7条検査		
		実施基数	無管理数	無管理率
筑紫	筑紫野市	3	1	33.3%
	春日市	0	—	—
	大野城市	0	—	—
	太宰府市	3	1	33.3%
	糸島市	147	7	4.8%
	那珂川町	9	0	0.0%
	計	162	9	5.6%
宗像・ 遠賀	中間市	15	1	6.7%
	宗像市	4	0	0.0%
	古賀市	34	9	26.5%
	福津市	5	1	20.0%
	宇美町	16	0	0.0%
	篠栗町	3	0	0.0%
	志免町	0	—	—
	須恵町	21	7	33.3%
	新宮町	19	3	15.8%
	久山町	5	2	40.0%
	粕屋町	0	—	—
	芦屋町	0	—	—
	水巻町	18	2	11.1%
	岡垣町	11	0	0.0%
	遠賀町	4	1	25.0%
	計	155	26	16.8%
嘉穂・ 鞍手	直方市	122	7	5.7%
	飯塚市	372	14	3.8%
	田川市	160	21	13.1%
	宮若市	82	9	11.0%
	嘉麻市	121	2	1.7%
	小竹町	14	1	7.1%
	鞍手町	23	2	8.7%
	桂川町	35	1	2.9%
	香春町	27	6	22.2%
	添田町	27	0	0.0%
	糸田町	21	0	0.0%
	川崎町	36	0	0.0%
	大任町	16	1	6.3%
	赤村	17	1	5.9%
	福智町	70	6	8.6%
	計	1,143	71	6.2%

保健福祉環境 事務所等	市町村	7条検査		
		実施基数	無管理数	無管理率
北筑後	小郡市	11	0	0.0%
	うきは市	7	0	0.0%
	朝倉市	101	7	6.9%
	筑前町	7	1	14.3%
	東峰村	8	0	0.0%
	大刀洗町	2	0	0.0%
	計	136	8	5.9%
南筑後	柳川市	280	1	0.4%
	八女市	218	6	2.8%
	筑後市	230	15	6.5%
	大川市	95	0	0.0%
	みやま市	167	1	0.6%
	大木町	73	3	4.1%
	広川町	44	0	0.0%
	計	1,107	26	2.3%
京築	行橋市	303	41	13.5%
	豊前市	69	1	1.4%
	苅田町	132	18	13.6%
	みやこ町	57	2	3.5%
	吉富町	17	1	5.9%
	上毛町	56	2	3.6%
	築上町	33	8	24.2%
	計	667	73	10.9%
福岡市	東区	6	0	0.0%
	博多区	0	—	—
	中央区	0	—	—
	南区	0	—	—
	西区	4	0	0.0%
	城南区	0	—	—
	早良区	0	—	—
	計	10	0	0.0%
久留米市	旧久留米市	38	2	5.3%
	旧三潨町	128	12	9.4%
	旧城島町	24	2	8.3%
	旧田主丸町	37	3	8.1%
	旧北野町	28	1	3.6%
	計	255	20	7.8%
合計		3,635	233	6.4%

応急仮設住宅等に設置された浄化槽の視察

7月25日(水)発生した九州北部豪雨災害により被災した朝倉市等に応急仮設住宅が建設され、その住宅の排水を処理するために浄化槽が設置されています。

今回、東峰村、朝倉市(旧杷木町)の小学校グラウンドに設置された仮設住宅及び仮設校舎の浄化槽を視察しました。

応急仮設住宅とは、自然災害などにより、居住できる住家を失い、自らの資金では住居を確保できない人に対し、都道府県が一時的に供与する簡単な住宅とされています。

浄化槽は地上設置型で、転倒や浮上を防止するため固定具で固定され、槽直前には原水ポンプ槽が設置されていました。

また、住環境に配慮して住宅から少し離れた場所で、安全確保のためフェンスに囲まれていました。

応急仮設住宅の入居者変動による、流入汚水量の増減に対応できるよう複数基の浄化槽が設置され、浄化槽ごとに流入汚水を分配可能となるよう分水計量装置が設けられていました。

ブロワは、圧力損失や空気配管の破損を少なくするため、槽の近くに設置されていました。

浄化槽には、作業床(歩廊)や囲い、手すり、昇降用の階段などが設置され、バキューム車の進入が確保されるなど、維持管理作業性にも配慮されていました。

一般の浄化槽と同様に浄化槽設置状況検査依頼書(法第7条)が提出されているため、浄化槽法第7条検査を実施後、保守点検業者からの依頼に基づいて、浄化槽法11条検査を実施する予定です。



設置の状況



分水計量装置の状況



歩廊の状況

協会行事録(平成29年7月～9月)

日 付	行 事 内 容	開催地	会 場
7月 5日(水)	出前講座	遠賀町	広渡小学校
7月 7日(金)	法定検査課職員研修	久留米市	筑後検査センター
7月 9日(日)	浄化槽設備士国家試験	福岡市博多区	九州ビル
7月10日(月)	出前講座	久留米市	合川小学校
〃	水質 WG 会議	久留米市	筑後検査センター
7月12日(水)	出前講座	筑紫野市	阿志岐小学校
7月14日(金)	水辺教室	大野城市	平野小学校
〃	課長会議	篠栗町	当協会役員室
7月19日(水)	出前講座	豊前市	千束小学校
7月20日(木)	他県調査	佐賀市	佐賀県環境科学検査協会
7月28日(金)	出前講座	広川町	高間区公民館
〃	検査実務責任者会議	熊本市	熊本市国際交流会館
8月 2日(水)	第2回法定検査課 WG 会議	久留米市	筑後検査センター
〃	八女工業高校インターンシップ ～8月4日	久留米市	筑後検査センター
8月 3日(木)	保健福祉環境事務所新任者研修会	福岡市博多区	福岡県庁
8月 4日(金)	他県調査	鹿児島市	鹿児島県環境保全協会
8月 8日(火)	浄化槽適正管理推進キャンペーン	八女市	ゆめタウン八女
8月22日(火)	浄化槽適正管理推進キャンペーン	柳川市	ゆめマート柳川
8月24日(木)	浄化槽適正管理推進キャンペーン	みやま市	道の駅みやま
〃	エコアクション21現地審査 ～25日		各検査センター
8月28日(月)	適正点検調査報告書審査会	篠栗町	当協会役員室
〃	水質検査課長会議	〃	〃
8月29日(火)	浄化槽適正管理推進キャンペーン	大川市	ゆめタウン大川
8月30日(水)	出前講座	嘉麻市	碓井小学校
〃	人権研修 ～31日	春日市	クローバープラザ
8月31日(木)	福岡大学生インターンシップ ～9月13日	篠栗町	事務局・福岡検査センター
9月 1日(金)	指定採水員講習会	篠栗町	クリエイティブ篠栗
9月 7日(木)	日環協セミナー ～8日	千葉市	幕張メッセ国際展示場
9月 8日(金)	全浄連九地協・九指協合同事務局長会議	大分市	アリストンホテル大分
9月11日(月)	出前講座	飯塚市	棕本小学校
9月12日(火)	BOD 超過原因調査会議	久留米市	筑後検査センター
〃	ポスターコンクール審査会	篠栗町	クリエイティブ篠栗
9月13日(水)	出前講座	飯塚市	庄内小学校
9月14日(木)	四国地区検査員研修会 ～15日	香川県高松市	高松国際ホテル
9月15日(金)	出前講座	福智町	金田小学校
〃	他県調査	熊本県上益城郡	熊本県浄化槽協会
9月22日(金)	クロスチェック委員会	篠栗町	当協会役員室
〃	出前講座	糸島市	桜野小学校
9月26日(火)	出前講座	川崎町	川崎東小学校
9月27日(水)	出前講座	香春町	採銅所小学校
9月28日(木)	出前講座	行橋市	仲津小学校
〃	副課長会議	久留米市	筑後検査センター
9月29日(金)	工事業部会	福岡市博多区	ホテルセントラータ博多

四国地区浄化槽検査員研修会に参加

9月14日(木)・15(金)の2日間、香川県高松市において、浄化槽法指定検査機関四国地区協議会主催の「検査員研修会」が開催されました。

今年度は、四国地区指定検査機関の他、遠くは北海道から全国11の指定検査機関が参加し、当協会からも3名の職員が参加しました。

この研修会では、「管理運営部会」、「浄化槽検査部会A」、「浄化槽検査部会B」、「水質検査部会」の4つの分科会において討議を行った後に、公益財団法人日本環境整備教育センター仁木先生による「新しい浄化槽に用いられる技術の特徴及び最近の性能評価型浄化槽の動向」についての講演が行われました。

本研修では日々の業務の参考となる情報を得ることができ、四国地区のみならず各県の指定検査機関との交流もあり有意義な研修となりました。



研修会のようす

エコアクション21について

8月24日(木)と25日(金)の両日、エコアクション21認証登録の現地審査が実施されました。

当協会では、平成19年度からエコアクション21を活用し、事業活動にともなう電気やガス、水使用量などの削減に取り組んできました。

これからも積極的に環境保全への取り組みを推進していきたいと考えています。



現地審査のようす

インターンシップの受入

平成16年度から毎年、インターンシップによる高校生や大学生の受け入れを行っています。今年は、福岡県立八女工業高校2名を8月2日(水)から4日(金)までの3日間、また、福岡大学の学生2名を8月31日(木)から9月13日(水)までの10日間受け入れました。

研修生は、現場において浄化槽の法定検査や水質分析の他、事務処理業務などに対して、熱心に取り組んでいました。



高校生の現場研修のようす



大学生の現場研修のようす

平成29年7月の九州北部豪雨への支援について

今回の豪雨で被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧と、被災された方々が日常生活に戻るよう、お祈り申し上げます。

当協会でも、職員が土砂やがれきの撤去作業のボランティアに参加しました。



ボランティアのようす

情報

試験・講習・お知らせ

平成29年度浄化槽関係試験・講習日程表

今年度の試験・講習会は、以下の日程で実施される予定です。

会場、日程、料金等変更になる可能性がありますのでご注意ください。

試験・講習会	料 金	実施期間	会 場	申請書販売料金
浄化槽管理士 国家試験	20,200円	10月22日(日)	南近代ビル 福岡市博多区博多駅南4-2-10 TEL:092-431-4343	申請書代金1部200円 現金書留及び郵便小為替にて (申請書+送料) 1部:340円 2部:650円
浄化槽管理士 講習	129,700円 ※1	11月27日(月) ～12月9日(土) 平成30年2月26日(月) ～3月10日(土)	福岡生活衛生食品会館 福岡市博多区千代1-2-4 TEL:092-651-5553	申請書代金1部300円 現金書留及び郵便小為替にて (申請書+送料) 1部: 440円 2部: 850円 3部:1280円
浄化槽設備士 講習	86,700円 ※2	10月23日(月) ～10月27日(金)	福岡県自治会館 福岡市博多区千代4-1-27 TEL:092-651-4284	
浄化槽技術管理者 講習会	49,000円	平成30年1月24日(水) ～1月26日(金)	福岡生活衛生食品会館 福岡市博多区千代1-2-4 TEL:092-651-5553	申請書は無料です 送料として「切手」を 郵送下さい (送料) 1部: 140円 2部: 250円 3～5部: 380円

※1 浄化槽設備士資格をお持ちの方で受講一部免除を選択する方は、120,200円

※2 浄化槽管理士資格をお持ちの方で受講一部免除を選択する方は、81,700円

■ 申請書の請求および申し込み先

講 習	一般財団法人 福岡県浄化槽協会 〒811-2412 福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬966-2 TEL:092-947-1800 FAX:092-947-3636
国家試験	公益財団法人 日本環境整備教育センター 国家試験グループ 〒130-0024 東京都墨田区菊川2-23-3 TEL:03-3635-4881 FAX:03-3635-4886

■ 免状の申請および再交付先

設備士関係	国土交通省 九州地方整備局 建政部計画・建設産業課 建設業係 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館 TEL:092-471-6331 FAX:092-476-3511
管理士関係	公益財団法人 日本環境整備教育センター 免状交付担当 〒130-0024 東京都墨田区菊川2-23-3 TEL:03-3635-4881 FAX:03-3635-4886

情報/試験・講習・お知らせ

第31回全国浄化槽技術研究集会のご案内

全国浄化槽技術研究集会は、公益財団法人日本環境整備教育センターの主催により、浄化槽に関する技術の向上と適正な普及促進を図ることを目的に、「浄化槽の日(10月1日)」の関連行事として、毎年開催されています。

この研究集会では、全国から浄化槽技術研究会会員、大学・研究機関の浄化槽研究者、浄化槽行政担当者、県・市町村の議会議員、浄化槽関連業界、住民が集い、一堂に会して浄化槽に関する研究発表・事例発表およびシンポジウムなどが行われます。

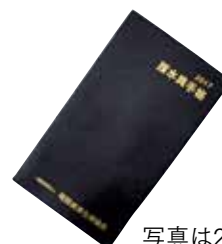
開催日 平成29年10月10日(火)～11日(水)

開催場所 「ホテルグランヴィア岡山」
岡山県岡山市北区駅元町1-5

情報/試験・講習・お知らせ

採水員手帳2018年版の配付

12月上旬ごろ、指定採水員の方に採水員手帳(2018年版)をお配りします。手帳は、所属事業所あてにお送り致しますので、指定採水員の方に配付下さいますようお願い致します。



写真は2017年版です

事業報告

普及啓発

検査事業

講習会等

CSR

情報

試験・講習・お知らせ

官庁情報

その他

指定採水員指定講習会(更新)兼浄化槽技術研修会の開催のお知らせ

標記講習会を以下の日程で開催します。

日 程	開催場所	所在地
11月 1日(水)	サンレイクかすや	糟屋郡粕屋町駕与丁1丁目6-1
11月17日(金)	おりなす八女	八女市本町602-1
11月22日(水)	田川青少年文化ホール	田川市平松町3-36

この講習会は、更新を迎える指定採水員の方を対象とした「指定採水員講習会(更新)」と、浄化槽業務に関わる全ての方を対象とした「浄化槽技術研修会」を兼ねて開催するものです。皆様方の業務に役立つ内容となっておりますので、ぜひ、ご参加ください。

なお、平成30年3月31日で更新を迎える指定採水員の方は、必ず参加して頂きますようお願いいたします。

また、更新時期でない指定採水員の方が受講されますと、更新要件が満たされ、次回の更新期限が平成33年3月31日に延長されます。

指定採水員でない方は、この講習会を受講しても「指定採水員」には指定されませんのでご注意ください。これから新たに指定採水員になろうとする方は、平成30年2月に開催されます「指定採水員講習会(新規)」を受講してください。

詳細につきましては、後日、各事業所に改めてご案内いたします。

年末年始の検体受付について

当協会では、年末に分析装置のメンテナンス等を実施する予定としています。

このため、誠に勝手ながら、年末年始の検体受付につきましては以下のとおりとさせていただきます。ご不便をおかけしますが、何卒ご理解いただきますようお願い致します。

最終受付日 平成29年12月15日(金)
受付開始日 平成30年 1月 5日(金)

平成30年度浄化槽関係予算の概算要求

1. 浄化槽整備のための国庫助成

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、市町村等が実施する浄化槽整備を推進するとともに、地球温暖化対策に資する浄化槽の省エネ改修に対して国庫助成を行う。

- **循環型社会形成推進交付金(浄化槽分)** **11,000百万円**
市町村の自主性と創意工夫を活かし、健全な水環境に資する浄化槽の整備を推進するための交付金。

【単位:百万円】

	平成 29 年度 予算額	平成 30 年度 要 求 額	対前年度比 %
【当初額】 循環型社会形成推進交付金	※(9,039) 8,421	(11,502) 11,000	(127.2) 130.6

※上段()は、内閣府〔沖縄〕、国土交通省〔北海道、離島〕計上分を含めた額

- **二酸化炭素排出抑制事業費等補助金(浄化槽分)** **1,500百万円**
省エネ型中・大型浄化槽システム導入推進事業

【単位:百万円】

	平成 29 年度 予算額	平成 30 年度 要 求 額	対前年度比 %
【当初額】 二酸化炭素排出抑制事業費等補助金	1,000	1,500	150.0

上記の他、

- **地方創生推進交付金(内閣府に計上)** **1,070 億円の内数**
地方版総合戦略の本格的な推進に向けた、地方創生の深化のための交付金。
本交付金のうち、「地方創生污水处理施設整備推進交付金」は、(旧)地域再生基盤強化交付金(環境省、農林水産省、国土交通省所管の污水处理施設等を総合的に整備する污水处理施設整備交付金等)から再編され、平成 28 年度に創設されたもの。

2. 国庫助成の内容

<循環型社会形成推進交付金>

- **環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業【個人設置型,市町村設置型】**
環境配慮型浄化槽(省エネ化、コンパクト化、再生材使用、ディスポーザ対応)を推進するとともに、単独転換促進施策、及び強靱なまちづくり施策と組み合わせて総合的に推進する。(助成率 1/2)
- **公的施設単独処理浄化槽集中転換事業【市町村設置型】**
単独転換促進の指導を行う立場である地方公共団体が所有する単独処理浄化槽が、全国で約 5 万基近く残存しているため、市町村設置型の浄化槽整備を行っている市町村がその単独処理浄化槽を集中的に撤去し、合併処理浄化槽へ転換する費用について助成を行う。(助成率 1/3、1/2)

- 改○ **市町村設置型事業の基数要件見直しによる自治体負担の軽減【市町村設置型】**

交付申請時に年間整備基数の要件(20基以上)を複数年度の事業計画の審査に基づき交付の可否を確定するものに改める。具体的には、①地域計画の計画期間(5~7年程度)中に 100 世帯(過疎地域においては 50 世帯)以上を対象にする浄化槽整備事業である場合(地域計画において期間及び目標を定めた計画が定められる等目標達成に確実性が認められるもの)、又は、②現に市町村設置型事業において 100 世帯以上を対象に浄化槽による污水处理サービスを提供していて浄化槽を追加で整備する場合とする。

改○ 公共管理事業の推進による単独転換加速化〔個人設置型〕

浄化槽による汚水処理の信頼性を確保するため、個人設置型事業のうち相当程度の公共性（市町村や住民組織等による公的管理）が認められる場合、基準額を市町村設置型の事業と同額に引き上げを図る。

<二酸化炭素排出抑制事業費等補助金（浄化槽分）>

○ 省エネ型中・大型浄化槽システム導入推進事業

既設中・大型合併処理浄化槽（101人槽以上（地方公共団体が所有する浄化槽について、101人槽未満も含む）に係る、省CO2型の高度化設備（高効率ブロワ、インバーター制御等）の導入・改修費について、地方公共団体や民間団体に補助する。（補助率 1/2間接補助）

3. 浄化槽の整備推進にかかる行政経費

○ 我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業

400百万円の内数

「2030年までに、未処理の排水の割合半減」、「2030年までに、排水処理技術など、開発途上国における水と衛生分野での国際協力と能力構築支援を拡大」等の持続可能な開発目標（SDGs）に貢献するため、浄化槽等の日本発の優れたし尿処理技術の国際展開を図る。

○ 浄化槽指導普及事業費

40百万円

・ 浄化槽整備促進・適正管理調査費

(24百万円)

PFI方式をはじめとした民間活用、民間の営業力やノウハウを活用した事例収集・分析等を行うとともに、浄化槽の把握や法定検査の受検率向上に関する取組の事例収集・分析等を行い、単独浄化槽の転換や維持管理体制の強化に関する支援を行う。また、集合処理から個別処理への転換に検討している自治体についてヒアリングを実施し、転換にあたっての課題等について検討を行う。

・ 浄化槽システム強靱化事業費

(16百万円)

災害復旧対応時に役立つ浄化槽台帳システムの新たな利活用方法や浄化槽システム全体の災害対応力強化について調査検討を行うとともに、浄化槽の関係団体、維持管理業者における情報ツールのICT化の促進策の調査検討を行う。

○ 浄化槽対策推進費

63百万円

新 市町村設置型浄化槽の効率的マネジメント支援事業

(30百万円)

未普及人口の早期解消、浄化槽の維持管理の信頼性向上等のため、市町村設置型浄化槽事業を推進するにあたり、市町村の事業運営を支援する情報提供、官民連携によるICTを活用したマネジメント支援システムを提供することにより、市町村設置型浄化槽事業の効率的マネジメントを支援する。

・ 浄化槽管理士国家試験費

(3百万円)

浄化槽法第45条第1項に基づく浄化槽管理士試験合格者、講習修了者に対する浄化槽管理士免状の交付等。

・ 浄化槽対策推進費

(30百万円)

浄化槽の機能や特性に関する適切な認識を浸透する活動や浄化槽整備事業の整備促進効果を高めるソフト事業を実施し、浄化槽の整備促進、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進を図り、健全な水環境を確保する。

4. その他

<東日本大震災復興交付金として復興庁計上>

○ 低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業

東日本大震災により被害のあった地域における、低炭素社会対応型浄化槽（市町村設置型・個人設置型）及び通常型浄化槽（個人設置型）の迅速な整備について財政支援を行い、被災地の生活排水対策の早期回復を図る（平成32年度まで継続）

平成28年度末の汚水処理人口普及状況について

<農林水産省・国土交通省同時発表>

平成29年8月23日(水) 環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室

直通 03-5501-3155 代表 03-3581-3351

室長 松田 尚之(内線6861)

係長 井上 剛介(内線6908)

担当 多田 宏樹(内線7870)

環境省、国土交通省、農林水産省の合同で、平成28年度末時点における全国の汚水処理人口普及状況を調査した結果、汚水処理人口普及率は90.4%となりました。

1. 汚水処理人口普及率

汚水処理施設の整備は、整備区域、整備方法、整備スケジュール等を設定した「都道府県構想」に基づき各地方公共団体が効率的、効果的に実施しています。

平成28年度末における全国の汚水処理施設の処理人口は、1億1,531万人※1となりました。これを総人口に対する割合でみた汚水処理人口普及率は、90.4%※1(平成27年度末については、89.9%※2)となりましたが、未だに約1,200万人が汚水処理施設を利用できない状況です(資料1-1)。

また、我が国における汚水処理人口普及状況は、大都市と中小市町村で大きな格差があり、特に人口5万人未満の市町村の汚水処理人口普及率は78.3%※1(平成27年度末については、77.5%※2)にとどまっている状況です(資料1-3)。

2. 処理施設別処理人口内訳

処理人口を各処理施設別にみると、下水道によるものが9,982万人、農業集落排水施設等によるものが352万人、浄化槽によるものが1,175万人、コミュニティ・プラントによるものが22万人でした(資料1-2)。

<参考>

汚水処理人口普及状況の指標は、下水道、農業集落排水施設等、浄化槽、コミュニティ・プラントの各汚水処理人口の普及状況を、人口で表した指標を用いて統一的に表現することについて国土交通省、農林水産省、環境省で合意したことに基づくものであり、平成8年度末の整備状況から公表しています。

※別添の資料につきましては資料1-1から資料2までは3省共通のものです。それ以降の番号のものは環境省独自のものですので、御了承ください。

(注)

※1 平成28年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な市町村(相馬市、広野町、樽葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村)を除いた集計データを用いている。

※2 平成27年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な市町村(相馬市、南相馬市、広野町、樽葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村)を除いた集計データを用いている。

資料1-1

都道府県別汚水処理人口普及状況

(平成28年度末)

都道府県名	汚水処理人口普及率	順位	総人口 (千人)	汚水処理人口計 (千人)	下水道 (千人)	農業集落排水施設等 (千人)	合併処理浄化槽 (千人)	うち 浄化槽市町村整備推進事業等分 (千人)	うち 浄化槽設置整備事業分 (千人)	うち 左記以外分 (千人)	コミュニティ・プラント (千人)
北海道	95.2%	9	5,346	5,089	4,857	69	163	54	68	41	0
青森県	78.1%	40	1,314	1,025	777	117	131	13	41	78	0
岩手県	79.8%	34	1,270	1,013	737	109	166	40	98	28	2
宮城県	90.6%	17	2,310	2,092	1,861	71	154	36	79	39	6
秋田県	86.1%	25	1,022	880	654	109	118	23	68	27	0
山形県	91.2%	16	1,112	1,014	845	82	87	19	45	23	0
福島県	81.8%	—	1,821	1,490	965	122	403	40	230	133	0
茨城県	83.3%	31	2,952	2,460	1,809	162	480	12	200	268	10
栃木県	85.5%	26	1,988	1,699	1,299	89	310	8	238	64	1
群馬県	79.3%	37	1,994	1,581	1,060	124	373	23	228	122	25
埼玉県	91.2%	15	7,346	6,703	5,896	96	709	24	192	494	1
千葉県	87.5%	20	6,285	5,498	4,622	51	817	11	303	503	8
東京都	99.8%	1	13,570	13,540	13,508	2	28	4	8	15	2
神奈川県	97.9%	4	9,159	8,970	8,848	3	119	3	44	72	0
新潟県	86.6%	22	2,289	1,982	1,693	167	122	16	45	61	0
富山県	96.3%	8	1,072	1,033	903	92	34	1	20	13	3
石川県	93.6%	11	1,150	1,076	956	65	52	9	14	28	3
福井県	95.2%	10	792	753	623	92	38	3	27	8	0
山梨県	81.3%	33	840	683	549	16	112	8	46	59	6
長野県	97.6%	6	2,118	2,067	1,761	185	120	17	80	23	1
岐阜県	91.6%	13	2,059	1,886	1,551	119	212	9	129	75	4
静岡県	79.6%	35	3,747	2,984	2,345	31	594	15	355	224	14
愛知県	89.8%	18	7,526	6,761	5,811	158	780	24	249	507	11
三重県	83.5%	30	1,836	1,533	964	101	465	19	229	217	3
滋賀県	98.6%	3	1,418	1,399	1,267	93	39	0	14	25	0
京都府	97.8%	5	2,563	2,507	2,412	44	50	11	25	14	0
大阪府	97.4%	7	8,852	8,626	8,451	1	174	4	30	140	0
兵庫県	98.7%	2	5,591	5,520	5,183	168	104	8	65	30	66
奈良県	88.8%	19	1,376	1,221	1,092	8	119	4	34	81	3
和歌山県	62.2%	45	981	610	259	47	303	14	180	109	0
鳥取県	93.1%	12	572	532	398	100	34	5	14	15	0
島根県	78.6%	39	693	545	325	109	106	29	46	31	4
岡山県	85.2%	27	1,922	1,638	1,275	46	316	19	203	94	0
広島県	87.1%	21	2,849	2,482	2,096	56	316	13	150	153	14
山口県	86.2%	23	1,401	1,208	910	68	230	8	139	83	0
徳島県	58.9%	46	760	448	135	21	284	14	159	111	8
香川県	75.3%	43	994	748	439	17	292	15	228	49	1
愛媛県	77.2%	41	1,400	1,081	741	43	294	25	165	104	3
高知県	76.2%	42	727	554	273	22	257	14	141	102	1
福岡県	91.5%	14	5,116	4,683	4,146	55	470	56	288	126	12
佐賀県	82.0%	32	835	684	493	67	123	38	65	20	1
長崎県	79.5%	36	1,384	1,100	855	50	190	17	131	41	5
熊本県	86.1%	24	1,790	1,541	1,208	74	258	31	177	50	0
大分県	74.9%	44	1,171	878	585	36	256	11	165	80	1
宮崎県	84.8%	29	1,113	944	653	51	240	20	186	34	0
鹿児島県	79.0%	38	1,655	1,307	688	43	572	49	402	120	5
沖縄県	85.2%	28	1,462	1,245	1,044	67	134	13	5	116	0
全 国	90.4%	-	127,540	115,314	99,824	3,518	11,747	848	6,048	4,851	225

- (注) 1. 整備人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。
 2. 平成28年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な市町村（相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村）を除いた値を公表している。
 3. 福島県については、上記市町村以外でも東日本大震災に伴う避難の影響により人口が流動していることに留意する必要がある。

資料1-2

平成28年度末の処理施設別汚水処理人口普及状況

処理施設名	汚水処理人口 (単位:万人)	
	平成28年度末	(参考) 平成27年度末
下水道	9,982	9,926
農業集落排水施設等 漁業集落排水施設 林業集落排水施設 簡易排水施設を含む	352	358
浄化槽	1,175	1,167
内、浄化槽市町村整備推進事業等分	85	84
内、浄化槽設置整備事業分	605	596
内、上記以外分	485	487
コミュニティ・プラント	22	23
計	11,531	11,474
汚水処理人口普及率	90.4%	89.9%
総人口	12,754	12,766
汚水処理未普及人口	1,223	1,292

(注) 1. 処理人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。

- 平成27年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な市町村(相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村)を除いた値を公表している。
- 平成28年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な市町村(相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村)を除いた値を公表している。

その他

浄化槽Q&A



被災した浄化槽が使用可能か否かを判断する方法はありますか。



「災害時の浄化槽被害等対策マニュアル 第2版」によると、災害発生後、まず住民（浄化槽管理者・設置者・使用者）による「状況確認」を実施することとなっています。その結果、以下の1～3に一つも該当しなければ、最長3ヶ月を目途として、暫定的に使用可能とされています。

- ① 漏電の恐れが無い ② 流入側の漏水が無い ③ 消毒が行われているか

ただし、一点でも該当した場合、または確認不可能な点があった場合は、その浄化槽は使用せず、速やかに住民が委託契約している保守点検業者に連絡することとなります。また、保守点検事業者が被災し連絡が取れない等、対応が不可能な場合は、住民は、当該地域の指定検査機関、または市町村の担当窓口へ連絡することとなります。

詳しくは、「災害時の浄化槽被害等対策マニュアル 第2版」をご覧ください。なお、マニュアルには、例として右のようなチェックシートも示されているので参考にしてください。

チェックシートの例



浄化槽が被災した場合の対処方法

住民による状況確認

- ① 漏電の恐れが無い
② 流入側の漏水が無い
③ 消毒が行われているか

該当なし

暫定的に使用可能
(3ヶ月を目途)

一つでも該当、または確認不可能

維持管理事業者へ連絡
(連絡が取れない場合は、
指定検査機関または
市町村の担当窓口へ)

参考資料：「災害時の浄化槽被害等対策マニュアル 第2版」
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室

その他

法定検査の指摘事例

浄化槽法第11条検査において指摘した事例を紹介します。

状況

流入配管を検査したところ、インバート升内で汚物が堆積し汚水が滞留していました。

指摘の理由

汚物の堆積により流入管が詰まり、トイレで排水の流れが悪くなっていました。

改善方法など

日常の保守点検時に汚物の堆積が確認されたら、浄化槽使用者に対し、以下のような浄化槽の正しい使い方を知らせる必要があります。

- ・トイレにトイレットペーパー以外の異物を流さない。
ティッシュペーパーなどは配管の詰まりの原因となります。
- ・トイレの洗浄水は十分な量を流す。

近年は節水型トイレ(1回の大洗浄水量が5L以下の製品もあります)が普及しており、トイレットペーパーを多く使った際は、汚物が浄化槽まで搬送されない恐れもあります。トイレットペーパーの堆積がみられたら、トイレットペーパーは適正量を使用し、多めに洗浄水を流すといった対策が必要です。



インバート升を上からみたところ

標準化と水質検査の関係

「標準化」という言葉をご存知でしょうか？

標準化とは、「自由に放置すれば、多様化、複雑化、無秩序化する事柄を少数化、単純化、秩序化すること」と定義されています。

例えば、大きさや、品質がばらばらな（標準化されていない）トイレトーパーがお店に売られていたら、どうでしょう？おそらく、幅が広すぎてホルダーに入らなかったり、水にほぐれず流れないなどの不便を感じることでしょう。

標準化のおかげで、大きさが同じで流れやすいトイレトーパーがたくさん、お店に並んでいるのです。他にも、コンセント、ねじ、乾電池、封筒、タイヤ、ガラスなども標準化された製品です。このように、私たちの身の回りには、標準化が溢れているといえます。

また、「標準化」に似た言葉で「標準」という言葉があります。こちらは、「標準化によって制定される取決めやルール」と定義されています。

水質検査は、一定の標準に沿った正しい方法で実施されなければ、その測定値の信頼性は確保されません。もし、標準がなければ、検査機関ごとに、大きくばらついた測定値が得られることになりまますので、水質検査を行う意義が薄れてしまいます。標準に沿った正しい検査方法に基づいて、公平・公正な法定検査が実施されています。ちなみに、当協会が実施する水質検査における標準とは、工業標準化法という法律（標準化）に従って制定されたJIS K 0102（工場排水試験方法）などが挙げられます。

当協会は、この標準化に沿って定められた標準に基づき、正確な測定値を提供しています。



標準化された日用品の例



経済産業省ホームページで標準化を学ぶことができます。
<http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/kijyun/>





おおき循環センター(くるるん) ・道の駅おおき

今回は、三潁郡大木町の
「おおき循環センター(くるるん)」・
「道の駅おおき」をご紹介します。



〈大木町産業振興課提供〉

大木町は人口およそ14,000人で、福岡県の南西部に位置し、九州の穀倉地帯筑後平野のほぼ中央にあります。大木町を中心に取り囲むように、時計回りに、久留米市、筑後市、柳川市、大川市と町境をなしています。

また、町の総面積の約14%を占める堀(クリーク)が、町全域を縦横無尽に張り巡らしており、その歴史は荘園時代にまで遡るほど、かつてから日本屈指のクリーク地帯です。

大木町では、ゴミの焼却・埋立て処分をしない資源循環型のまちを目指して、平成18年から生ゴミの分別収集に取り組み、し尿、浄化槽汚泥とともにバイオガス化し、施設で使用する電力の約7割をまかなう発電燃料として活用しています。また、バイオガス化にともなって生じる残液については、液体肥料として町内の水田などに還元しています。

また、同町は九州一のきのこ生産量を誇り、「道の駅おおき」で、もぎ採り収穫が出来ます。

また、秋は堀から採れる特産物「ひしの実」の収穫シーズンで、塩ゆでにすると芋のような栗のようななんとも言い難い幸せな味がします。

編集後記

夏も終わり、秋の季節が訪れてきました。

今年の夏は、福岡県・大分県では九州北部豪雨や、東京都心では21日間連続で雨が続き、スーパー猛暑日が多いと言われたり、異常気象が目立った夏であったと感じます。

秋の天気の特徴である、秋晴れが多くあることを願います。(S)

2017
秋号
No.145

かいほう

発行年月日：平成29年10月1日

発行所：一般財団法人 福岡県浄化槽協会
〒811-2412
福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬966-2
TEL.(092)947-1800
FAX.(092)947-3636

発行人：三浦 正吏

ホームページ：<http://www.fjkyo.or.jp>



この印刷物は環境保護の為、再生紙を使用し、植物油インキによって印刷しました。